

園児・児童・生徒及び保護者の皆様へ

～緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある場合について～

【発熱や風邪症状がある園児・児童・生徒について】

- ・上記理由で「学校を休む又は早退」する場合は、

かかりつけ医や医療機関での受診をお願いします。

【受診後の学校(園)への再登校基準について】

- ・症状があり新型コロナウイルス感染症の検査を受けた
- ・症状はあったが新型コロナウイルス感染症の検査は受けなかった。



学校への再登校日に関して
必ず医師に確認する

【受診しなかった場合の学校(園)への再登校基準について】

- ・解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも**72時間(3日間)**が経過していること。

※学校への再登校には、陰性証明、治癒証明及び登校許可証は不要(保護者からの説明でよい)

※上記に係る「学校を休んだ日」においては、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」が適応されるため、欠席とはならない。

※本資料は令和3年1月27日付け県教育委員会「緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について」を参考に作成